

【重要】当地における滞在許可申請について

2026年2月16日

在エストニア日本国大使館

1月26日付領事メールにてお知らせしているとおり、本年1月1日からエストニア当局への滞在許可申請にかかる必要書類に変更があり、警察証明（アポストイーユ認証付き）が新たに必要書類として追加されております。また、警察証明は、滞在許可更新時においても提出が求められる（一度提出すれば以後の更新における提出は不要）こととなっております。

なお、当館で警察証明の発給申請を受理した場合、発給まで約2、3か月を要する（在外公館が申請窓口となって受け付けた申請を、日本の外務省経由で警察庁に送付し発給の取次を行うため）ため、滞在許可関係申請を予定されている方はご注意ください。

エストニア渡航後にビザ申請をされる方は、トラブルを事前に回避するためにも、渡航前にお住まいされている都道府県警察に警察証明を取得のうえ渡航、申請されることをお勧めします。

- エストニア当局への申請に関する詳細については、以下をご参照ください。

エストニア外務省：

<https://www.vm.ee/en/consular-visa-and-travel-information/visa-information/application-long-stay-d-visa>

エストニア警察国境警備庁：

<https://www.politsei.ee/en/migration-consultants>

電話 6123500（平日 9:00～15:00）

Eメール migrationadvice@politsei.ee

- 当館における各種証明の申請は、必要書類等をご確認のうえ、事前にメールまたは電話でご予約をお願いいたします。

在エストニア日本国大使館：

https://www.ee.emb-japan.go.jp/itpr_ja/shoumei01.html#07keisatsu

- 日本国内における警察証明の取得についてはお住まいの都道府県警察にご連絡ください。アポストイーユについては以下をご確認ください。

外務省（海外渡航・滞在）：

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/todoke/shomei/index.html>